

戸籍の郵便請求について

1. 請求者の住所・氏名・電話番号(昼間つながる番号)、取りたい人の氏名・本籍・戸籍筆頭者(戸籍の一番最初に記載されている人)の氏名・何が何通必要か・個人事項証明の場合は記載して欲しい人の氏名及び請求者と取りたい人との関係を明記してください。請求理由・提出先等(裏面の②～④)に該当の場合は具体的に)も記入ください。
2. 郵便番号・住所・氏名を記入し、切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信先は必ず住民登録をしている住所地を記入してください。
(勤務先や一時滞在地への返信は認められません。)
3. 手数料は、郵便局の窓口で売られています“定額小為替”でお願いします。
4. 本人確認ができる身分証明書(コピー)を同封してください。
身分証明書とは、“運転免許証”、“マイナンバーカード”等の写真が貼付されたものをいいます(注意:郵便請求の場合、住所の確認ができないため、パスポートは身分証明書をしてご利用いただけません)。
5. 請求理由により疎明資料や権限確認書類が必要な場合があります。ご不明な場合はお問い合わせください。

手数料	全部事項証明書	1通 450円
	個人事項証明書	1通 450円
	除籍謄本	1通 750円
	改製原戸籍	1通 750円
	戸籍の附票	1通 300円
	身分証明書	1通 300円

(手数料は市区町村により異なります。)

問い合わせ・送付先
〒370-1592
群馬県多野郡神流町大字万場90番地6
神流町役場 住民生活課 住民係
電話 0274-57-2111(内線147・148)

※裏面もご確認ください

戸籍の記録事項証明書(戸籍謄抄本等)の請求について

請求することができる方

① 戸籍に記載されている本人、又はその配偶者(夫又は妻)、その直系尊属(父母、祖父母等)若しくは直系卑属(子、孫等)

② 自己の権利の行使又は義務の履行のために必要な方

(例えば、亡くなった兄弟姉妹の相続人となった方が、兄弟姉妹の戸籍謄本を請求する場合等)

【請求書上、明らかにする必要がある事項】

(1)権利又は義務が発生する原因となった具体的な事実

(2)権利又は義務の内容の概要

(3)権利行使又は義務履行と戸籍の記載事項の利用との具体的な関係

③ 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある方

(例えば、乙の兄の甲が、死亡した乙の遺産についての遺産分割調停の申立てを家庭裁判所にする際の添付資料として、乙が記載されている戸籍謄本を家庭裁判所に提出する必要がある場合等)

【請求書上、明らかにする必要がある事項】

(1)提出先となる国又は地方公共団体の機関の名称

(2)(1)で記載した機関への戸籍謄本等の提出を必要とする具体的な理由

④ その他戸籍に記載された事項を利用する正当な理由がある方

(例えば、成年後見人であった者が、死亡した成年被後見人の遺品を相続人である遺族に渡すため、成年被後見人の戸籍謄本を請求する場合等)

【請求書上、明らかにする必要がある事項】

(1)戸籍の記載事項を利用する具体的な目的

(2)戸籍の記載事項を利用する具体的な方法

(3)戸籍の記載事項を利用する必要があることの具体的な事由

※ 交付請求書の記載から請求の理由が明らかでない場合には、必要な説明を求めたり、追加の資料を求めることがあります